

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	足羽川ダム表示・地図訂正等業務
業務概要	前年度において履行期限内に完了できなかった地図訂正等の表示登記申請手続きをおこなうものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 足羽川ダム工事事務所長 島本 和仁 福井県福井市成和1-2111
契約年月日	平成25年6月11日
契約業者名	土地家屋調査士法人コクド
契約業者の住所	大阪府寝屋川市点野5-7-4-301
契約金額	8295円(基準単価・税込み)
予定価格	8313円(基準単価・税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、前年度において一般競争により上記業者と契約した足羽川ダム不動産表示登記等業務において、公共用地所得に伴う分筆登記等を円滑に行うため、あらかじめ地図の訂正を行う目的により、既に必要となる資料調査や現地調査等は完了しているものの、履行期限内に管轄法務局へ申出等することができなかった地図訂正等の表示登記申請手続きを今年度において行うものである。</p> <p>地図等の訂正は、不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)16条12項によると、「登記官は、申出に係る事項を調査した結果、地図または地図に準ずる図面を訂正する必要があると認めるときは、地図又は地図に準ずる図面を訂正しなければならない。」とされている。</p> <p>この調査については、平成23年に法務省において表示に関する登記における実地検査に関する指針が改訂され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地検査が積極的に実施されるようになったところであるが、この実地検査はその土地を調査・測量等し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。</p> <p>また、官公署の代理人として土地家屋調査士が囑託する場合には、現地において実際に調査、測量等を行った者が作成した調査報告書等の添付を求められるため、その点においても資料調査、現地確認等と登記申請手続きは一連の業務であり切り離すことはできず、一体不可分の作業である。</p> <p>従って、本業務を履行できるのは、前年度において足羽川ダム不動産表示登記等業務を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要な資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化にも寄与するものである。</p>
業務場所	福井県福井市成和1丁目2111足羽川ダム工事事務所管内
業種区分	
履行期間(自)	平成25年6月12日
履行期間(至)	平成26年3月31日
備考	単価契約 予定調達総額¥1,382,255.- (税込み)

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。